

公益財団法人 公益法人協会 第10回理事会議事録

- 1 開催場所 日本工業倶楽部 第5会議室
- 2 開催日時 平成23年3月11日(金) 14時~15時45分
- 3 理事現在数及び定足数
現在数 15名、定足数 8名
- 4 出席理事数 12名
(本人出席) 浦上節子、太田達男、片山正夫、加藤広樹、金沢俊弘、鈴木勝治、
田中皓、土肥寿員、堀田力、水野淳二郎、宮川守久、宮川康雄
注) 堀田理事は他用のため第1号議案説明時に退席。議決に加わらず。
(欠席) 長瀧重信、福原義春、山本正
(監事出席) 中田ちづ子、平川純子
- 5 議案
第1号議案『平成23年度事業計画書及び収支予算書等の承認』の件
第2号議案『平成23年度役員報酬』の件
第3号議案『諸規程の改定』の件
報告事項
(1) 第9回理事会以降の職務執行及び財務の状況
(2) 法人管理に関する報告
(3) 監事会の報告
(4) 認定・認可答申の状況
(5) 行政庁による立入検査の件
(6) 役員等改選の件
(7) その他

6 会議の概要

- (1) 定足数の確認等
冒頭で金沢専務理事が定足数の充足を確認し、続いて、同専務理事から本会議の議事進行及び議案資料について説明があった。
- (2) 議案の審議状況及び議決結果等
定款に基づき太田理事長が議長となり、本会議の成立を宣した。
議事録署名人は定款52条の規定に基づき、太田理事長、金沢専務理事の両代表理事及び出席した監事とし、議案の審議に移った。

(決議事項)

- 第1号議案『平成23年度事業計画書及び収支予算書等の承認』の件
事業計画書並びに資金調達及び設備投資の見込みに関する書類について太田理事長から、収支予算書について金沢専務理事からそれぞれ議案説明があった。
- <事業計画書の説明>

「公益目的事業1」では、非営利法人データベースシステム「N O P O D A S」を平成20年12月に構築、法人に情報の自主登録をお願いしているが、現在まであまり進捗し

ていない。今後、非営利法人を含めたポータルサイトとして充実させたいが、具体的には寄附機能を追加するとともに、公益認定法人だけでなく認定NPO法人の検索機能を追加する予定である。

また、シンポジウムは、23年度に移行期間の折り返し点を迎えるが、これが増えることから新制度下での公益法人運営とともに、23年度税制改正では寄附金の税額控除制度、認定NPO法人制度の見直し、いわゆる日本版ブランド・ギビング信託に係る税制優遇が盛り込まれる見通しであり寄附文化醸成の面でもエポックメイキングの年となることが期待されることから、税制度に関するテーマも含め適切な企画としたい。

「公益目的事業2」では、相談室業務の中で、専門職による支援体制の充実を図りたい。23年度・24年度に移行申請をする法人の急増が予想されるが、当協会相談室で対応している面接・電話による無料支援だけでは実際に申請書を書くところまで行きつける法人がかなり存在すると思われる。つい最近も、コンサル業者に数千万円単位の無駄金を払ってしまった歴史ある法人の実例を聞いたばかりである。昨年度から、有料外部支援を希望する法人に対しては良心的な料金で移行をサポートする司法書士、税理士など専門職を無料で紹介しているが、今後はさらに強化する必要があると考えている。

「公益目的事業3」では当協会設立40周年記念行事の一つとして学者、実務家からなる「非営利法人法研究会」(仮称)を組織し、新しい公共に係る法人法の整備を狙いとした研究を行う。23年度は第一フェイズとしてまず、現在の法律の不適切かつ過剰な部分を改めるとともに、小規模法人に使い勝手のよい簡便な法人形態を提供するための検討を行う。一般法・認定法について移行期間中の改正は困難だが、その後の改正を視野に入れぜひ研究を進めたい。第二フェイズでは社会的企業の受け皿法人のあり方及びこれに関連した非営利法人法制について検討したいと考えている。

次に、「法制」「税制」「コンプライアンス」及び「会計」の専門委員会は、政府の動きや前出「非営利法人法研究会」の検討状況等に合わせ機動的に、頻度を高めて開催する。

また、提言活動では、特に地方行政庁における審査は運用面で不適切事例に関する情報をたびたび把握しているので、監視の目を緩めず改善要望を継続する。さらに、公益信託制度の改善や、シンポジウムの項で触れた寄附金の税額控除、ブランド・ギビング信託を推進するとともに、他の公益法人の業種別・業態別中間支援団体等と連携し、より効果的かつ迅速な政策提言ができるよう、幅、厚み、奥行の深いアドボカシーグループを形成したい。

<収支予算書等の説明>

23年度は、当期経常増減額203万の赤字予算を組んでいるが、これは不確定要素がある受託事業の継続を見込まない数値である。一方、22年度は1400～1500万程度の最終利益をみているが、21年度も同866万の利益があったので二期続けての利益となることを考えると、収支相償という観点から何らかの指摘をする第三者が現れることを想定している。また、設備投資の見込みとしては、会員管理・販売管理等を統合したシステムの構築費用400万の総額を計上する。当協会では、2億の収入に対し年間7000件の会計伝票処理が発生するが、入金チェックだけで経理担当は年間数百時間を費やして

いる。システムの導入でかなりの省力化を図ることができる。

本議案につき、次の質疑応答があった。

堀田理事：22年度は大いに先駆的、積極的で幅広い活動を展開したと思うが、23年度の事業計画においても調査研究・提言事業は大変適切であり良いと思う。公益法人認定法は詰めが甘く、改正が必要である。また、今後非営利活動が進展すると従来の法制が活動の実態にそぐわない面がいろいろ出現する。英國における政府と民間非営利団体の協定である「コンパクト」の例はあるが、わが国では今後非営利セクターの行政との協働が行政委託・民間請負の法制に適合しないことが想定される。今は大転換期であり、公益法人協会には高い視点で問題点を洗い出し、正しい方向を決め、段階的に実現していく、そのような役割を期待している。

理事長：具体的な実施につき、後日ご相談したい。

加藤理事：事業の軸として4点を挙げているが、前年度に実施した事業につきどのような課題が残されているか、といったことをもっと整理し、課題認識をした上で方針を立てた方が良いように思う。

理事長：確かに、前年度事業計画のうち達成したもの、未達成のものがそれぞれある。今後は考慮したい。

宮川守久理事：事業計画にある事業はどれも重要だが、公益法人協会のヒト・モノ・カネの資源は限られている。事業に優先順位を付けて取り組まなくてはならないが、その優先順位について、理事の方のコンセンサスがあるとよい。その時点で決めた優先順位を共有することが重要であり、それは法人としての事業評価、職員の業績評価にもつながる。

理事長：確かにこれまで、第三者の評価による視点が欠けていた。加藤理事が指摘した課題とともに、宮川理事指摘のプライオリティは事業計画策定の上で重要なと思う。

田中理事：N O P O D A S の他に、非営利法人が手がけているデータベースがいくつかある。それらとの連動、関係性についてどう考えているか。

理事長：当協会の岸本評議員が理事・事務局長を務めている認定N P O 法人・パブリックリソースセンターが運営する「Give one」との提携を現在検討している。ただし、寄附についてはクレジット決済機能までは持たないというのが当方のスタンスであるので、代わりとして寄附先候補となる公益法人等のホームページ画面へのリンクを附加する。寄附一歩前のところまで道案内するというスタイルになる。「新しい公共」の推進会議ワーキンググループで、新しい公益法人の情報開示プラットフォームにも影響する話題が出るが、内閣府(情報開示・基盤整備チーム)もN O P O D A S の仕組みには関心を持っている。今後も充実させたい。

宮川守久理事：寄附そのものの機能と、寄附する団体の検索というのは別物と考えている。寄附先の検索を提供するとして、その次にどこへ寄附したらいいかというのは個別の難しい問題になる。

以上審議の結果、原案を承認することを出席理事全員一致で可決した。

第2号議案『平成23年度役員報酬』の件

太田理事長から、「役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程」第3条に基づく平成23年度の常勤役員等役員報酬の対象理事の定例役員報酬について、議案の説明があった(別紙)。

審議の結果、原案どおりとすることを出席理事全員一致で可決した。なお、23年度役員報酬の支給対象となる理事は、議決を回避した。

第3号議案『諸規程の改定』の件

鈴木専務理事から、次の規程の改定及び制定について議案説明があった。

①特定費用準備資金等取扱規則、②情報公開規程、③情報システムの運用管理に関する規程

審議の結果、原案どおり出席理事全員一致で可決した。

(報告事項)

(1) 第9回理事会以降の職務執行及び財務の状況

理事長より、主として前回理事会以降の報告があった。

I 普及・啓発事業（公益目的事業1）

出版事業、インターネットを利用した各種Web事業及び日本ファンドレイジング協会主催大会における「日本版ブランド・ギビング信託」講演(理事長)について。

II 支援・能力開発事業（公益目的事業2）

相談事業、セミナー事業、機関誌及び情報公開共同サイトの進捗について。

III 調査研究・提言事業（公益目的事業3）

提言・要望活動として、寄附金の税額控除につき公益法人にPSTを課す政府案の撤回を旨とした要望書を22年12月に提出、関係議員に対して要望を行った。また、上記政府案の閣議決定後は、運用手続につき(公財)助成財団センター、(社)企業メセナ協議会、(社)日本芸能実演家団体協議会、(一社)日本サードセクター経営者協会及び(特活)日本ファンドレイジング協会の5団体と連名で大臣、公益認定等委員会委員長へ要望書を提出したこと、等について。

(その他)

管理部門では年度内会員の増減につき50件程度の純増をみている。また、財務状況は23年度予算の説明で報告したとおりである。

(2) 法人管理に関する報告

コンプライアンス担当理事の鈴木専務理事より、22年度下期は特に問題なく経過したが、23年度は職員の増員を考えていることから、それらを勘案しながら引き続きコンプライアンス強化に努める旨の報告及び説明があった。

(3) 監事会の報告

平川監事より、3月2日に開催された監事会について報告があった。

(4) 認定・認可答申の状況

理事長より、2月末時点の全国の申請及び認定・認可の状況等について報告があった。

(5) 行政庁による立入検査の件

理事長より、2月22日に実施された内閣府による立入検査について報告があった。改正前民法第67条における立入検査と異なり、認定法第27条に基づく検査は「事業の適正な運営を確保するために必要な限度において」であり、今回の検査はそのような差異が実感できる適切なものであったと思うとのことであった。

(6) 役員等改選の件

理事長より、6月の定時評議員会において理事全員の改選が行われること、また、別途、評議員複数名から辞意表明があったので、次回理事会では役員等候補選出委員会への候補者推薦が決議事項となるであろうことが報告された。

(7) その他

鈴木専務理事より、3月17日に開催される臨時評議員会において、評議員会運営規則が一部改定される旨、資料をもとに報告があった。説明によると、改定は文言1か所の修正であり、軽微であるとのことであった。

金沢専務理事より、6月上旬に定時評議員会の招集と事業報告・決算案承認のための理事会を行う旨、案内があった。

以上をもって議案の審議等を終了したので、15時45分、議長は閉会を宣し、解散した。

以上、この議事録が正確であることを証するため、出席した代表理事及び監事は記名押印する。

平成23年 3月29日

代表理事	太田 達男	
代表理事	金沢 俊弘	
監 事	中田 ちづ子	
監 事	平川 純子	

(別 紙)

平成 23 年度役員報酬の金額等

(単位 : 円)

理事氏名	号俸	俸給月額	H 23 年 4～6 月 合計	H 23 年度 年間換算 役員報酬	H 22 年度 役員報酬	勤務形態 (所定勤務)
太田 達男	28	640,000	1,920,000	7,680,000	7,680,000	週 5 日
金沢 俊弘	26	600,000	1,800,000	7,200,000	7,200,000	週 5 日
鈴木 勝治	17	420,000	1,260,000	5,040,000	4,560,000	週 4 日
土肥 寿員	4	160,000	480,000	1,920,000	1,920,000	週 2 日

1 宮川守久理事は不定期出勤であり、定例報酬としては支払わず、出勤日数に応じて謝金として支払う予定である(一日当たり 2 万円)。

2 なお、役員賞与は支給しない(役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程第 3 条第 4 項)。